平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育•文化

提案事項(事項名)

小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和

提案団体

群馬県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和

具体的な支障事例

小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が求められているが、そのためには、まずは、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要がある。

専科指導を行う教員は、教員定数措置上、担当する授業分(1週間あたり24コマ)しか算定されず、近隣の学校を訪問して学級担任をサポートする部分等は措置されない仕組みとなっていて、地域全体の英語指導力の向上が図れない。

すべての小学校に英語専科指導教員が配置されるわけではない(H30 は 15 名分が措置)ことから、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。また、市町村教育委員会は、小学校に教科としての英語科を混乱なく導入することができるか懸念している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学校担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上し、英語教育の質を確保することができる。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項 H29.12.22 文科省初等中等教育局財務課長事務連絡

「平成30年度公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画に係る資料の提出について」(別紙)小学校の英語教育の充実に対応する専門人材の教育定数措置について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、青森県、仙台市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、埼玉県、横浜市、川崎市、相模原市、上越市、田原市、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、玉野市、徳島県、香川県、福岡県、熊本市

〇新学習指導要領における小学校英語教育の授業時数増に伴い,全ての小学校において一定の英語指導力を有する教員の育成が必要。

教員定数措置上, 専科で担当する授業分(1週間あたり24コマ)しか算定されず, 学級担任とのチームティーチングにより授業を行う場合は措置されない仕組みとなっており, 学級担任も含めた本市全体の小学校英語指

導力の育成を図ることが困難なため、ティームティーチングも含めた多様な指導形態の場合も定数措置の対象となるよう求める。

また、専科で担当する教員については、任用に当たっての要件が「中高英語の免許所有者であること」のほか、「CEFR B2以上(英検準1級程度等)の資格所有者」であること等、基準が高く、人材集めに苦労しているため、要件の緩和を求める。

〇現行では、専科教員が単独で授業を実施することが、要件となっているが、広域分散型で小規模校の多い当団体においては、単独で週24コマ実施することや、複数校兼務することが困難な状況である。また、小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が期待される中、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要があるが、現行の要件では、専科教員が学級担任をサポートし、英語指導力の向上を図る仕組みではないことから、配置要件の緩和を求めます。

〇平成30年度、本市内の英語専科教員は1名配属されたのみである。また、市内には50校の小学校があるが、中学校の英語の教員免許(専修、1種、2種)を所持している小学校在籍の教職員は30名に満たないのが現状である。

そのため、外国語及び「外国語活動を推進できる教諭のない学校がほとんどであり、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。各校の小学校校長からも現場の混乱や大変さが教育委員会に報告されている。

- 〇小学校における英語の教科化に伴い、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。町 教育委員会においても、小学校に教科としての英語科を混乱なく導入することができるか懸念している。小学校 英語教育の充実に対応する専科指導教員の適正な配置が必要と考える。
- ○多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えているため、専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学校担任の指導力が向上する。本市では小規模校が多いため、専科指導教員が 24 時間授業を行うためには、3~5校兼務する必要があるため専科教員の負担が大きく、専科指導教員が確保できなくなる。
- 〇本市のような小規模化が進む自治体では、英語の専科加配の配置要件を満たす小学校は無く、今年度も2 校掛け持ちでやっと要件をクリアした状態である。今後は、それも非常に苦しい実態があるため、英語専科加配 は見込めなくなる。そうした小規模化の進む学校に対しても、小学校英語教育の充実を図ることができる施策に していただきたい。
- ○英語専科は、ティーム・ティーチングでの活用ができないため、学級担任の指導力の向上につながらない。
- 〇本市においては、英語に関して専科教員が未配置であるが、専科教員の配置要件が緩和されれば、活用の 充実が図られ、学級担任のみならず、児童との望ましい関係性が構成されやすいと思われる。その関係性が英 語力の指導力向上につながると予想される。
- ○本県においても、小学校の英語教育の教科化に向け、教員の英語力・指導力の向上が課題となっている。 このため、英語力・指導力の高い中核となる教員を育成し、全小学校に配置するとともに、その教員を巡回指導する教員の配置をすることで推進体制を整備している。しかし、巡回指導する教員は、国の専科指導教員の対象外となっているため、専科指導教員の配置要件の緩和により、配置を拡充することができる。

また、専科指導教員の加配定数は、すべての小学校に配置されるわけではなく、特に、小規模校が多い地域については授業時間分しか加配措置の対象ではないことで、今後、配置が困難になることが懸念される。学校の規模に関わらず専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学校担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上し、英語教育の質を確保することができる。

- 〇本県では、平成27年度から29年度までの3年間、文部科学省指定「外国語教育強化地域拠点事業」を行う中で、英語専科の加配教員が学級担任をサポートする形で授業に入っていた、その結果、学級担任一人ひとりの指導力が向上し、児童の学習意欲や学力においても成果が見られた。また、担任からも指導力を向上すると同時に、負担軽減になったという声も上がっている。英語専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学校担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上することが期待できる。
- 〇英語専科指導教員の配置要件が厳しいため、多くの小学校では学級担任が英語の授業を行っている現状がある。

そのため学級担任の英語指導力の向上が急務であるが、専科指導を行う加配教員は、教員定数措置上、専科指導を行う授業分しか算定されず、ティームティーチングや学級担任をサポートする時間をとることができないため、専科指導教員を活用した学級担任の英語指導力の向上が図れないことが課題である。

また、英語専科教員の資格要件が厳しく、専科教員の確保自体が困難でもある。

〇専科指導教員の専門性に係る要件が厳しく、担える教員が限られている現状。特別免許状制度の活用など検討しているが、国の中央研修受講者等、高い指導力を有し地域の英語教育リーダーとして活躍している教員が専科指導を担えるように配置要件を緩和することで質の高い英語教育の実施につながる。

また、国は専科指導の体制をどこまで拡大するのか、これまで示してきた担任が指導する方針との関連をどうす

るのか早急に示すべき。例えば、市町村では、国の専科指導を進めた場合、担任が授業する経験(参観も)がなくなり、指導力向上の機会が減少することとなる。そのため、専科指導の活用を躊躇している状況も見られる。

○英語専科指導教員は単独指導のみが認められているが、複数の学校を兼務している専科教員もおり、児童生徒との接点が英語の授業としての週1時間程度しかない中で、専科教員1名で児童生徒の成績評価をしていくのは厳しいと考える。

また、学級担任が外国語の指導をするにあたり、指導力の向上が今後の課題である中で、高い専門性を有する専科教員とティームティーチングを行うことで、指導力の向上が図れると考える。

- 〇英語専科指導教員の授業時数(1週間当たり24コマ)が決められているため、配置が困難で、複数の小学校を兼務している事例が生じている。授業時数の制限を撤廃するか、各都道府県の政策や実態に応じた弾力的な運用を認めていただきたい。
- 〇教員定数算定の上で必要な時数を満たすため、複数校で指導を行っており、専科教員が多忙を極めている。 専科教員が学級担任とともにティーム・ティーチングを行う場合は、教員定数算定上は対象外となることから、必要な時数を満たすためにティーム・ティーチングは行っていない。このため、特に児童理解が求められる年度初めの指導に支障を来している。

専科指導教員が学級担任をサポートしたり、学級担任とティーム・ティーチングを児童の状況等に応じてできるようにすることで、専科教員と学校担任の指導力が向上するとともに、英語に関する指導力が向上し、小学校における英語教育の質を高めるることができる。

以上のことから、教員定数算定上の必要時数を緩和していただきたい。

〇本県では、特に山間部等の地域において専科指導教員の配置要件を満たす人材がおらず、多くの学級担任 が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。

専科指導教員の授業時間の算定が見直され、近隣の学校訪問が可能になれば、地域全体の英語指導力の向上及び英語教育の質の確保に繋がる。

〇小規模校が多い本県では、1校のみで24コマを指導することは難しく、配置校が限定される。また、兼務をする場合でも学校間の距離が長く、専科教員の負担となっている。